

○後藤守議長 次， 5 番深谷渉議員の発言を許します。

〔5 番 深谷渉議員 登壇〕

○5 番（深谷渉議員） 5 番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので，通告に従いまして質問させていただきます。

初めに，地域防災・減災対策についてでございます。

3・11 東日本大震災から今日でちょうど2年半が経過いたしました。復興庁が各地方公共団体の協力を得て避難者等の現況数を平成25年8月12日現在で把握しております。全国の避難者数は約29万人，避難所にいる方は105人，仮設住宅等を含む住宅等に入居済みの者は全国で約27万4,000人，全国47都道府県，そして約1,200の市区町村に所在をしております。今日も茨城新聞に載ってございましたけれども，茨城県内では42市町村に所在し，親戚，知人等宅に610人，そして住宅等に4,613人で，合計5,223人が避難しております。いまだこれだけの数の方々が自宅や故郷に帰れず不便な生活を強いられているかと思うと心苦しくなります。

今，行政に求められていることは，復旧・復興をスピード感をもって進め，避難者全員が安心して暮らせるようにすることはもちろん，近い将来起こるとされている大震災，そしてまた，最近の異常気象による予期せぬ災害に対して防災や減災の対策をどれだけ進めることができるかです。

そこでお聞きいたします。中山間地等の集落散在地域における防災についてでございます。平成16年新潟中越地震では，地震に伴い発生した土砂災害により多数の孤立集落が発生しました。このため内閣府では全国の地方公共団体の協力のもと，平成17年度に中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査を実施いたしました。その後，平成20年，岩手・宮城内陸地震でも土砂災害により孤立集落が発生し，孤立集落対策の必要性が改めて認識され，同じ状況調査のフォローアップを行い，今後の孤立集落対策の検討に資するため，孤立集落対策の進捗状況を把握しております。

茨城県では，平成17年の調査で孤立可能性のある集落は90集落，次の平成21年の調査では81集落になりました。本市での孤立可能性のある集落数は，平成17年と平成21年でどのように変動したのでしょうか。その理由とともに伺いをいたします。

次に，この調査は集落の防災対策状況の調査もしております。その項目は，交通途絶になる要因，避難施設の状況，生活用品等の備蓄の状況，避難計画の有無など15項目に分けて把握しております。結果，2回の調査では大きく改善できたものは見受けられない状況であります。本市として孤立可能性のある集落の防災・減災対策として進めてきたことやその現状をお伺いいたします。

この調査の項目に情報通信手段についての項目があります。何らかの通信手段を有する集落の割合は半数弱にとどまっております。具体的な情報通信手段の整備状況は，消防団無線が19.5%，防災行政無線が27.2%の集落で整備されておりますが，それ以外の通信手段の整備率は1割にとどまっております。

東日本大震災等において，道路の寸断や通信の途絶による孤立集落が発生し，救命救助活動の

大きな障害となったことから、既存の地上系の通信システムを補完する衛星系の通信システムの導入が不可欠であるとして、国は衛星携帯電話と当該携帯電話のバッテリーを充電する非常用発電機の購入に対して支援を行う地域防災力向上支援事業を平成23年度から実施をしております。本市として災害時孤立可能性のある集落から市民の命を守るため、防災・減災を進める1つとして、この支援事業の活用をどのようにお考えなのか、ご所見をお伺いいたします。

2つ目に、いじめ問題でございます。

いじめ防止の対策について伺います。国がいじめ対策を本格化させてから初となるいじめ防止の法律、「いじめ防止対策推進法」が本年6月21日に成立し、同28日に公布されました。そして3カ月後の今月末28日に施行することになります。この法律の施行に当たり、その内容を具体的にお示しいただき、その見解をお伺いいたします。

また、法施行に当たり、本市として地域社会が総がかりでいじめ根絶に取り組める現場の体制づくり、情報共有の仕組みづくりを積極的に整えなくてはなりません。昨年の大変悲しい事故を踏まえ、今までの体制づくりとともに、今後の展望をお示してください。

3つ目の熱中症対策でございます。

クールシェアの導入についてお伺いいたします。環境省は「クールシェア」という家庭や地域で楽しみながら節電にもなる取り組みを呼びかけております。夏の暑い日、涼しい場所をみんなでシェア——分かち合いするのがクールシェアです。家族が別々に1つの部屋でエアコンを利用するのではなく、一部屋で家族みんなが過ごしたり、図書館や商業施設で涼んだりすることあります。今年は多くの自治体の公共施設や商業施設でクールシェアを実施しているとのステッカーを目立つところに掲示し、椅子を設置するなど利用者が休息できるスペースを確保して、気兼ねなく涼めるようにする運動を実施しております。

本市では熱中症に気をつけるように防災無線で呼びかけをしておりますが、市としてクールシェアを実施すれば、あわせてクールシェア実施の公共施設等の利用を呼びかけることもできます。相模原市などでは、クールシェア実施の場所にうちわや熱中症予防や節電を呼びかけるチラシを配布しております。熱中症対策、節電対策としてクールシェア導入についてのご所見をお伺いいたします。

2つ目に、ミストシャワー、ミストファンの導入についてでございます。

先ほど同僚議員から同じような質問がございましたが、平成23年12月定例議会で、私は長岡京市の例を出して、民間資金を活用したPFI方式での学校への空調機設置をご提案させていただきましたが、先ほど同様、耐震化対策が優先であり、県内でも特殊な例を除き設置しているところが少ないということで研究課題となりました。

私は、近年のこれだけの猛暑で児童生徒に我慢を強いるだけではいけない、子どもたちに少しでも暑さをしのいで喜んでもらいたい、命の危険をもたらす熱中症の予防をしたいとの思いから、簡易で極めて低コストでできる猛暑対策として、取手市が全小中学校と幼稚園にミストシャワーを設置したことをご紹介いたしました。

教育長はその際、効果の検証をし、猛暑対策の1つとして検討されるとのことでした。今年度、

各学校主導で個別に導入が進んだようですが、ミストファンの導入とあわせてその現状と今後の考えをお聞かせください。

続きまして、4点目のエコ製品設置補助についてでございます。

エコ対象製品の追加についてお伺いいたします。将来の水素社会の構築に向けて、平成21年度から世界に先駆けて本格販売が開始された家庭用燃料電池システム（エネファーム）、水素と酸素から家庭菜園のように我が家で使う電気とお湯を我が家で作る、快適で豊かな暮らしを維持しながらも省エネ、CO<sub>2</sub>削減を実現することができます。

国は民生用燃料電池導入緊急対策費補助金を創設して、その導入を図っております。各自治体でもエネファームを対象製品に加えているところ、給湯器への補助金にかえてエネファームを新たに補助とするところなど、さまざまな取り扱いがされております。本市として今後エネファームをどのように扱うのか、ご所見をお伺いいたします。

5つ目に、障害者支援についてでございます。

視覚障害者のバリアフリー化についてお伺いいたします。今年の6月に成立した「障害者差別解消法」は、障害者への差別的取り扱いを禁止する内容で、国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として整備されました。施行は3年後の2016年4月の予定であります。この「障害者差別解消法」の趣旨と内容についてお伺いをいたします。

続きまして、「障害者差別解消法」を受けて、今後行政は障害者に対してあらゆる面でバリアフリー化が求められます。そこで、重要な行政情報の音声コードを付けた文書の作成をすることに対してのご意見を伺います。

身体障害者の程度は、最も重い障害等級がご存じのように1級から最も軽い6級まで6段階に分かれております。障害等級の1級と2級の人は重度障害と言われていますが、視覚障害者の場合には、この重度障害者の割合が約6割で、視覚障害者の2人に1人以上は重度障害者ということになります。この割合は、全ての障害の中で最も高い割合となっており、視覚障害者というのは重篤な障害だということが理解できます。そこで、情報保障の差別を解消する意味での情報バリアフリーを目的とした音声コードの活用促進について伺います。

音声コードとは、皆さんご存じのQRコードを思い出していただければわかりやすいかと思えます。印刷物の文字データをデジタル情報化して、約18ミリ角のスペースにおさめたバーコードで、漢字と仮名を含めて約800字の日本語が入力できます。このコードを印刷した文書を専用の活字読み上げ装置にセットすれば内容が音声で再生されるため、視覚障害者は点字を用いなくても情報を得ることができます。最近では携帯電話対応の音声コード技術も開発され、さらに利便性が高まっております。本市として情報バリアフリーの一環として早急に取り組むべきと考えますが、ご所見をお伺い足します。

最後に、小型家電リサイクルについてお伺いいたします。

小型家電のリサイクルの取り組みについてでございますが、自治体が廃棄された小型家電を集め、貴金属や希少金属レアメタルを再利用する新制度、「小型家電リサイクル法」が4月から始まっております。これまで埋め立て処分するしかなかった廃家電の有効活用に道を開く制度であ

り、日本が目指す循環型社会の形成をさらに前へ進めるものであります。資源の多くを輸入に頼る産業界にとって、資源の再利用につながり安定した供給が期待できます。

現在、日本全体で小型家電は1年間に65万トン廃棄され、この中に含まれる有用な金属は約28万トンに上り、多くの貴金属やレアメタルが含まれているため、皆様ご存じのように「都市鉱山」と呼ばれて久しくなりますが、なかなかその制度は進みませんでした。しかし環境省の調査では、新制度への参加を予定している自治体は3割程度に過ぎず、人口に概算すると約44%で半分に満たない状況であります。新制度を生かすためには、参加自治体の増加が不可欠であります。本市としてこの制度へ参加し、小型家電リサイクルに取り組んでいくのか、その取り組みの現状と今後の課題についてお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

〔佐藤啓総務部長兼政策企画部長 登壇〕

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 まず、地域防災・減災対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の中山間地等の集落散在地域における災害時の孤立可能性のある集落についてでございますけれども、本市におきまして、道路交通の整備上から集落までのアクセス道路が全て土砂災害危険箇所となっているなど、外部からのアクセスが途絶する可能性のある集落につきましては、平成17年度及び平成21年度の調査ともに、金砂郷地区12カ所、水府地区が3カ所、里美地区が4カ所の計19カ所となっております。一方で調査後の道路改良等により、現在は金砂郷地区が2カ所、水府地区が3カ所の計5カ所となっております、減少している状況でございます。

2点目の、これらの集落への防災対策についてということでございますけれども、これまで市では自主防災組織の結成の推進と地域主体による防災訓練への協力、支援ということで、自助、共助を主とした地域の防災力強化を推進してまいりました。自主防災組織の結成につきましては、平成23年度をもちまして全町会に設置されましたことから、現在はさらなる推進、強化対策といたしまして、地域の防災リーダーの育成や自主防災組織の防災資機材の拡充のための補助を実施しております。現在のところ、このような取り組みを継続してやっているという状況でございます。孤立可能性のある集落のみに対する特別の取り組みは行っていない状況でございます。

3点目の、これらの孤立可能性のある集落への衛星携帯電話の整備についてのご質問でございますけれども、議員のご指摘にありましたように、導入の経費につきましては国からの補助の対象となるものの、導入後は集落等が維持管理をすることになることや、今後「電波法」によるデジタル化への移行に伴い、市の防災行政無線のデジタル化の検討の中で、デジタル放送の双方向の送受信が可能になるというようなことも聞いておりますので、このような検討の状況も考慮しながら特別な対策が必要なのかについて研究してまいりたいと思っております。

また、これらの集落につきましては、道路交通事情が大きく影響しているということでございますので、特別な対策というよりは集落がそもそも孤立をしないように、道路整備の面からも対策を講じていくことが重要ではないかと考えております。

○後藤守議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 いじめ防止の対策についてお答えいたします。

1年前、本市において中学生が自ら命を絶つという大変悲しい事故が起きてしまいました。教育委員会としましては、二度とこのような事故が起こらないよう常陸太田市子ども人権スローガン『「やさしさ」と「ありがとう」でつくる笑顔の輪 ～大切なものは近くにある～』の精神のもと、人権教育や道徳教育の充実を図り、いじめ未然防止及び解消に向けて取り組んでいるところでございます。また、今年度はよりよい学校生活と友達づくりのための「ハイパーQU」を活用して心の教育の充実を図っているところでございます。

まず、「いじめ防止対策推進法」についてでございますが、9月28日に施行されるこの法律には、いじめの定義、いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、国や県、市、学校、保護者など関係者の責務など、また関係機関等との連携などが定められております。いじめ防止に関する初めての法律で、国民総がかりでいじめのない社会を作っていこうとする社会全体への強いメッセージになるものと捉えております。

本市といたしましては、これから出されるいじめ防止の具体策や重大事態への対処などが柱となる国の基本方針に基づき、これまでの本市におけるいじめ防止の取り組みを点検するとともに、本市の実態に合わせた対策の強化を図り、児童生徒が安心して安全に学校生活を送れるよう、より一層いじめ防止及び早期発見、早期対応のための体制整備を進めてまいります。

次に、地域社会が総がかりでいじめでいじめ根絶に取り組める現場体制づくりと情報共有の仕組みづくりの整備についてお答えいたします。

いじめ根絶に向けては、できるだけ多くの大人の目で児童生徒を見ていくことが大切です。そのため、各学校においては毎週時間をとって先生方が児童生徒の学校生活上の気になることについて情報交換をし、対応策を話し合っております。また、保護者や地域の方々との日ごろからの連携協力はもちろんのこと、中学校区単位で青少年相談員や主任児童委員、民生委員等との情報共有の機会を設け、連携強化を図っております。

さらに市全体では、警察や民生委員、児童相談所、市子ども福祉課など、関係機関と連携を図り、児童生徒に関する情報共有と問題行動等の解決に向けた話し合いの場を定期的に持っております。また、今年の6月25日に児童生徒の健全育成を目指し、生徒指導に係る情報を密にするため、警察と学校との連絡体制について、県警本部と市教育委員会が協定を結んだところでございます。

いじめの問題は学校だけでは捉え切れない面があります。地域の方々に協力をいただけるようきめ細かな情報交換に今後とも努めてまいりたいと考えております。

さらに、今後とも「いじめ防止対策推進法」や基本方針の趣旨や内容を踏まえて、本市で取り組んでいる子ども人権スローガンの精神を保護者や地域の方々、特に中学校区単位での関係団体の方々にご理解をいただくとともに、学校の情報を積極的に発信したり、また地域の情報を得たりして、よりよい信頼関係を築き、いじめのない学校づくりに努め、児童生徒一人ひとりを大切

に育ててまいりたいと考えております。

次に、ミストシャワー、ミストファンの導入について、学校を中心に暑さをしのげる場所の確保としてのミストシャワー、ミストファンの導入についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、市内の小中学校における設置状況についてでございますが、市内の小中学校におきましてはミストファンの設置はございません。全てミストシャワーでございますが、小学校では8校、中学校では5校の現在13校が設置しており、また1校が設置の準備をしております。各校のミストシャワーの設置数は、ほとんど1カ所でございますが、水府小においては7カ所、瑞竜中と南中では2カ所に設置されております。設置されている場所は多くの児童生徒が行き来する昇降口や体育館の前などが多く、登校時や休み時間などに水を霧状に放出して、生徒や先生方から涼しくなってよいとの好評を得ております。

ミストシャワーは時間と場所が限られるなど効果が限定的な面もございますが、器具の価格が長さ7.5メートル程度のもので一式5,000円前後と手ごろでありますので、また、水道につながりだけで簡単に使用することができることから、猛暑をしのぐための対策の1つとして未設置の学校について早急に導入を進めてまいります。

○後藤守議長 保健福祉部長。

〔埴信夫保健福祉部長 登壇〕

○埴信夫保健福祉部長 初めに、熱中症対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず、現在取り組んでおります熱中症対策といたしましては、防災無線を利用いたしました注意の喚起、公民館、社会福祉協議会各支部、老人会等を対象にして開催しております健康教室、健康相談事業などを通じましての講話、市広報紙やお知らせ版などを利用いたしまして熱中症の予防に取り組んでいるところでございます。

ご質問の熱中症対策としての施設の提供であります。現在でも本庁舎や支所、図書館などの公共施設におきましては、クールダウンをしていただくための場所としてご利用いただいている状況もございますので、引き続きましてこれらの施設で暑さをしのいでいただくための環境を整えながら公共施設の利用へと誘導してまいりたいと考えております。

また、民間の施設につきましては、電気使用量の削減により社会全体としての環境への配慮や経済の活性化に資することを目的に、茨城県が取り組んでおります「いばらきクールシェア」の協力店が市内9店舗ほどございますので、これらの民間施設への呼びかけのほか、新たな民間施設の参加協力につきましても関係課が協働して取り組んでまいりたいと考えております。議員ご提案のクールシェア施設としての案内表示につきましても掲示できますようあわせて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、熱中症対策として最も大切なことは、市民一人ひとりが熱中症について十分に理解をしていただきまして、自己管理をする中で熱中症にかからないような生活をしていただくことが基本であると思っております。そのような方向に導くことができるように、さまざまな機会を通じまして熱中症の予防に対する知識の普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、「障害者差別解消法」の内容についてお答えをいたします。

この障害者差別解消につきましては、「障害者基本法」の基本的理念にのっとりまして、全ての国民が障害のありなしによって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置、これらを定めたものでございます。

基本的な事項といたしましては、国、地方公共団体及び国民の責務、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する行政機関等及び事業者の施設環境の整備、政府による基本方針の策定などが定められております。差別を解消するための措置といたしましては、行政機関及び事業者における差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止などが定められております。

この法律の施行日は、一部を除きまして平成28年4月1日となっております。それまでに政府による基本方針の策定、国の行政機関の長及び独立行政法人等による職員対応要領の策定、主務大臣による事業者のための対応指針の策定などをすることになっております。一方、地方公共団体におきましても、努力義務ではありますが、職員対応要領の策定をするとともに、相談及び紛争防止等のための体制の整備、住民への啓発活動を行うこととなります。

また、国及び地方公共団体の機関は、情報の交換、相談、協議等の取り組みを行う協議会を組織できるものと規定されております。具体的には、障害を理由とする差別の解消を推進する分野は広範であることから、今後の内閣府からの通知等を参考にしながら、本市におきましても法の趣旨の周知を図り、順次対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、重要な行政情報に音声コードを付けた文書を作成することに対してのご質問にお答えをいたします。

議員ご提案の音声コードにつきましては、特定の携帯電話でも読み取る機能を備えている機種があるということですので、既に利用している方もいるとは推察されるところであります。音声コードを読み取る専用の活字文書読み上げ装置につきましては、視覚障害者向けの日常生活用具給付事業の対象機器となっております。購入に際しましては、補助により廉価で購入ができるものでありますが、今までこの活字文書読み上げ装置の購入の実績はない状況にあります。

これらの状況から見ますと、現在音声コードを付けた文書を早急に作成する必要性はないのではないかと考えておりますが、国の発行物、それから病院の処方箋、金融機関などで採用され始めていると聞いております。全国的にも少しずつではあります。広がってきているということもございまして、市といたしましては、今後の社会的な普及の状況を十分注視いたしまして、適時適切な時期に対応してまいりたいと考えております。

○後藤守議長 市民生活部長。

〔荻津一成市民生活部長 登壇〕

○荻津一成市民生活部長 初めに、家庭用燃料電池（エネファーム）設置費用の補助についてのご質問にお答えをいたします。

家庭用電池（エネファーム）は、家庭においてエネルギーを作り、発電と給湯を同時に行うこ

とができるエネルギー効率の高い次世代のクリーンエネルギーとして、今後普及が進んでいくものと考えております。しかしながら、現在は設置費用が200万円から300万円程度と高額であるため、国の補助制度があるものの、他市の状況においてもまだ利用は少ない状況にあります。

エネファームはエネルギーを有効に活用し、CO<sub>2</sub>削減につながる効果的な設備であると認識しております。そういうことから、設置費用への補助につきましては、今後の普及状況、または他市の導入状況を参考に研究してまいりたいと考えております。

続きまして、小型家電のリサイクルの取り組みの現状と今後の課題についてのご質問にお答えいたします。

本年4月に「小型家電リサイクル法」が施行され、各自治体において小型家電リサイクルの実施が求められている中、本市では使用済み小型家電機器の多くが集積場で、その他の金属類、または清掃センターに持ち込まれる粗大ごみとして分別、回収されております。しかしそれに含まれる金や銀、レアメタルなどのリサイクルすべき有用な金属が取り出されないまま埋め立てなどの処分がされている状況でございます。このため本市では、小型家電リサイクルの実施に向けて有効な分別回収方法や回収品目について、市民環境会議などでの協議を行いながら原案の作成を進めているところでございます。

分別回収には、さまざまな方法が考えられますが、本市では昨年、資源ごみの23分別回収を開始したばかりであることから、市民に新たな負担と混乱を生じさせないことを念頭に、現在の分別回収方法を利用した方法を検討しております。具体的には、その他の金属類等で回収した資源ごみの中から清掃センターでさらに小型家電機器を選別するピックアップ回収と、市民がいつでも出すことができるよう市役所など主な公共施設に専用の回収ボックスを設置するボックス回収の併用型で進める考えでございます。

また、回収する品目につきましては、国が指定する特定品目――96品目でございますけれども、その中から回収量や採算面に考慮しながら絞り込んでいく考えでございます。

○後藤守議長 深谷議員。

〔5番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○5番（深谷渉議員） ただいまご答弁大変ありがとうございました。それでは、1番目から再質問いたします。

地域防災・減災対策についてでございます。私、当初は19カ所、2回目に17カ所で2カ所減ったとお聞きしたんですけれども、部長の答弁ですと5カ所になったということですが、その違いというのはどうなんですか。よろしくをお願いします。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 お答えします。

数字の件ですけれども、私が答弁をしました17年も19カ所、21年も19カ所、その後調査はありませんけれども、調査後の道路改良で現時点では5カ所という数字が正しい数字でございます。もし議員さんのほうに担当のほうから数字が間違っているとすれば大変申しわけなく思いますけれども、私の答弁した数字が正しい数字となっております。



○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。

その5カ所ですけれども、現時点でどこの集落かわかりますか。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 お答えします。

旧金砂郷町については蜂巢、それから埜、旧水府村に関しては、岩戸、岩本が一くくりです。それから中西、岩折となっています。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） 市として集落の現時点での戸数と人数、そして災害避難のときの要援護者の数は把握されているのでしょうか。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 お答えします。

今、手元に資料はございませんけれども、もちろんどれぐらいの方が住んでいるのか、例えばそこに要援護者の方がどれぐらいの方がいるのかということは調べればすぐわかると思います。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） 突然の災害というのは起こり得ますので、ぜひとも各集落に対してのそういった情報というのは常に敏感になっていただきたいと要望いたします。

衛星電話については理解いたしました。

続きまして、2問目のいじめの問題についてご質問いたします。

文部科学省は今後、「いじめ防止対策推進法」に基づいて定めるいじめ防止基本方針を申し送りして地方自治体に対して地域いじめ防止基本方針の策定に努めるよう求めております。つまり地域いじめ防止基本方針というのは、各地方自治体の努力義務ということになっております。先ほどの答弁ではそこまで触れていませんでしたが、本市として地域いじめ防止基本方針の策定をするのか、そしてその後公表する方向であるのかどうかお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 お答えいたします。

本市といたしましては、この後国から示されるいじめ防止基本方針に基づきまして、本市としての実態を踏まえながら地域いじめ防止基本方針——これは努力義務になっておりますけれども、必ず策定し、その公表を進めていく予定でおります。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。

私は昨年9月の定例議会で、いじめ防止をするための対策として10項目の推進の必要性を述べさせていただきました。その中の1つにいじめ防止条例の制定を訴えております。今回の「いじめ防止対策推進法」をさらに補って、そして本市としての覚悟を条例として求める時期ではないかと思いますが、ご所見をお伺いします。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 ただいまのご質問でございますが、全国の地方自治体の中にはいじめ防止条例を制定しているところが何市町村かございます。本市においてもいじめは学校現場だけの問題ではなく社会全体としていじめ撲滅を目指す姿勢が大切であると考えております。学校教育内だけではなく、これは市全体で考えていかなければなりませんので関係課と協議してまいりたいと考えております。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） 今後ともご検討をよろしくお願いいたします。

地域社会総がかりでいじめ根絶に取り組む現場体制づくりということで、教育長は人権スローガンのもと、心の教育を基盤とした学校教育を推進していくとお話をされております。教育長として、心の教育を推進していく前提として、意味が広がりますけれども、小中学校で何を具体的に推進したいとお考えなのかお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

本市といたしましては、市子ども人権スローガンの精神を生かし、これまで心の教育を基盤とした学校教育を推進してきております。

まず私は、元気な挨拶、あるいははっきりした返事、整理整頓など当たり前のことが当たり前にできること、あるいはありがとうという感謝の気持ちを伝えることができることなど、生きていく基本を培っていくことが大切かなと思っております。このようなことにつきましては、各学校においてこれまでも児童会や生徒会などが中心になってこの活動を通してこのような心根を培ってきているところでございます。

また、花を育てる活動、あるいは幼児や高齢者の方々との触れ合い活動、地域でのボランティア活動など直接体験を重視するとともに、異学年交流や部活動など集団活動の中で多くの人とのかかわり合い、あるいは切磋琢磨できる活動を通して優しさ、あるいは思いやり、たくましさなどの心根を育てていくべきであると考えております。

今後とも私はやはり学校においては道徳教育や人権教育、それに各教育活動、あるいは各教科等の指導、全ての教育活動を通して児童生徒一人ひとりを大切に、人が人として生きる上で一番基本となる豊かな心をはぐくんでまいりたいと考えております。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） 丁寧な答弁大変ありがとうございました。

私も教育長に同感ですけれども、1つ、子どもさんの最大の教育環境とは何かというと、やはり先生自身だと私は思っております。したがって、先生が子どもたちにどう向き合えるのかといった先生のゆとりを作り上げられるかがいじめ防止の最大の要因ではないかという思いであります。

以前より質問をさせていただいて、先生が忙し過ぎる、子どもに向き合う時間が短過ぎるといったお話をさせていただきましたけれども、しっかりその辺の調整が今後ともできるよう努力を要望いたします。

続きまして、熱中症対策のクールシェア導入でありますけれども、導入に前向きに検討されるということでもあります。クールシェアの副産物としては、家庭や地域のコミュニケーションの活性化にもつながります。ぜひ、来年の夏にはステッカーを張って、涼む方が堂々と涼めるようにアピールをしていただきたいなと思っております。

続きまして、ミストシャワー、ミストファンについてでありますけれども、色々やはり、涼しさのために何かないのかなと探すといういろいろあるんです。ミストシャワーは普及してきましたけれども、今度ミストファンというのもありまして、これは室内でも室外でも使えるような、そういったものもございます。

足利市などは、小中学校全普通教室447教室にその設置をいたしまして、扇風機は天井についているんですけれども、さらに気温を下げるためにその効果を狙って、また学習、学校生活が快適になるように、学力向上につながればと設置したそうでもあります。その他九州のほうで、レンタルで少し大き目のミストファンを導入したところもございます。

先ほども答弁がありましたように、エアコンというと高額であります。子どもたちは我慢だけでは通用しなくなっている。何かしら少しでも対策を打てればという気持ちであります。それは要望にととどめておきます。

続きまして、エコ製品の設置補助についてであります。エネファームの設置補助でありますけれども、私も早急に設置してほしいというわけではなくて、補助金を見直す時期があると思うんです。補助金をいつ見直すのかというタイミングが非常に難しいのかなと思います。

例えば昨日、同僚議員から質問がありましたように、電気式の生ごみ減量器、これはごみは減らせても電気を長時間使ってCO<sub>2</sub>削減につながらないと。そして意外と処理したごみが肥料として利用できないという理由で申請者が全国的にかなり減っているということで、その補助を取りやめているところもあると聞いております。そういった意味で、補助金の申請があるからというわけではなくて、ある程度その辺の判断時期というのがあるかと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 お答えいたします。

現在、議員がおっしゃるとおり、この補助金の制度がございます。その中で年々申請件数とか補助金の額も当然検証していく必要があると思います。それから、社会全体の中での必要性もあわせて考えていく必要があります。補助金として導入するか、または取りやめるか、そこら辺の判断につきましては、総合的な中で考慮しながら決めていきたいと考えております。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） 今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、障害者支援についてお伺いをいたします。音声コードについてでありますけれども、先ほどの部長の答弁では、音声コードを読み上げる機械が日常生活用具の給付制度で利用している人が少ない、ほとんどいないので普及していないということを言われましたけれども、私は反対だと思うんです。音声コードを市として重要な文書の場合は付けてあげると。それを市と

してしなければ、当然読み上げ装置の機械も利用することはないと思うんです。ですから、市としてどう音声コードを付ける対策をしていくのかというのが問題だと思うんです。

音声コードは、特定のソフトとワードが使えれば誰でも作成できるものだと聞いております。当然研修が必要ですがけれども、ご存じのように、今、年金定期便には音声コードがついております。重要な自分の年金情報を人に読んでもらうのではなくて、自分できちんと聞きたいという要望があって国で音声コードを付けております。また、都市部などでは医療情報などもどんどん音声コードが入ってきております。そういった意味で、市として市民の税金やそういった重要な情報、医療情報などの音声コードをきちんと作っていくべきではないかという趣旨で質問しているんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 音声コードの利用ということですが、議員おっしゃるように、パソコンでのコード変換ソフトもあって簡易に利用ができますよということでもあります。

先ほども申しましたが、全国的にも音声コードを付けてある文書が少しずつ増えてきているという状況であります。それらの状況を参考にしながら、市としてもどういう刊行物から利用できるか、検討しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。

日本眼科医会の発表によれば、文字が読みづらいという方は全国で約164万人いるそうです。そして障害者手帳保持視聴覚障害者は約32万人、そのうち点字が利用できる人というのは10%に満たないそうです。ほとんどの視覚障害者の方は、音声による情報入手に頼っているんです。

本市では、視覚障害者が等級別にどのぐらいいらっしゃるのかお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 現在、等級別でいきますと、視覚障害は1級が46人、2級が32人、3級が6人、4級が8人、5級が15人、6級が14人、計121人ということで、先ほど議員からお話がありましたように、当市におきましても1級、2級で約66%の障害の方がいらっしゃるという状況であります。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。

今おっしゃったように、1級、2級の重篤な障害を持っている方が約六十数%、本市にもいらっしゃるということで、やはりその方で点字が読める方というのは、平均で10%いるかいないかだと思うんです。それ以外の方は音声情報にこれからは頼っていききたいという希望が必ずあるわけです。

音声コード導入というのは、情報のバリアフリー化に欠かせないものだということが数から見ても必要性を感じるわけでありましてけれども、まず、導入のための研修を職員の方をお願いして、そういった対策を打てればという気がいたします。地域生活支援事業の中で理解促進研修・啓発

事業というのがあるかと思うんですけれども、それを利用すれば職員の研修は可能なかどうか  
お伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 いろいろな政策・施策関係につきましては、職員が現場を確認してその  
上で判断するという必要だと考えておりますので、そういう機会が設定できれば職員に現  
状を研修してもらうということは考えていきたいと思えます。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） 時間もなくなってきましたので。

「障害者差別解消法」が3年後に施行ということで、市としても少しずつ情報のバリアフリー  
化をしていく必要があると思えますので、ぜひとも研修を受ける対策をとっていただき、バリ  
アフリー化に努めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。